

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算  
 処遇改善計画書(令和 5 年度)

1 基本情報<共通>

フリガナ	シャカイイフクシホウジン コウベジコウカイ		
法人名	社会福祉法人	神戸自興会	
法人所在地	〒 651-2304	兵庫県神戸市西区神出町小東野58-92	
フリガナ	カゴタニ	ヨシキ	
書類作成担当者	加藤谷 芳樹		
連絡先	電話番号	078-965-2218	E-mail
			manjuen@skyblue.ocn.ne.jp

【本計画書で提出する加算】※取得予定の加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算 (処遇改善加算)	<input type="checkbox"/> 介護職員等特定処遇改善加算 (特定加算)	<input type="checkbox"/> 介護職員等ベースアップ等支援加算 (ベースアップ等加算)
---	--	--

2 賃金改善計画について<共通>

- ・ 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の理由により変動が及び得る。
- ・ 本計画書2(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オプションセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- I (処遇改善加算)介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- II (特定加算)介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- III (ベースアップ等加算)介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- IV (全加算)処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること

(1) 加算額を上回る賃金改善について(全体)

取得予定の加算の合計	
① 令和 5 年度の加算の見込額	50,413,896 円
② 賃金改善の見込額 (①の加算の見込額を上回ること)	51,000,000 円

(2) 加算額を上回る賃金改善について(内訳)

	要件 I	要件 II	要件 III
処遇改善加算	○	○	○
特定加算	○	○	○
ベースアップ等加算	○	○	○
① 令和 5 年度の加算の見込額	34,121,604 円	9,786,888 円	6,505,404 円
② 賃金改善の見込額 (①の各加算の見込額を上回ること)	(a) 34,500,000 円	(b) 9,800,000 円	(c) 6,700,000 円

【記入上の注意】

- ・ (a)には、処遇改善加算の算定により実施される介護職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・ (b)には、特定加算の算定により実施される介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・ (c)には、本計画書5(1)に記入した介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に記載される。
- ・ (a)~(c)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

(3) 加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

- ・ 上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること。

処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。 ←  要件IV

※「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額(から)当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(3)を参照すること。

ただし、サービスマリタ利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ること等算定要件を満たすこととする。

【凡例】(本シート及び各様式)  
 以下の分類に従い、色付きセルに必要な事項を入力してください。

- 各加算の算定に共通して必要な情報 入力セル
- 処遇改善加算の算定に必要な情報 入力セル
- 特定加算の算定に必要な情報 入力セル
- ベースアップ等加算の算定に必要な情報 入力セル

！要件 I ~ III が × の場合、②賃金改善の見込額が①加算の見込額を上回っていません。

！要件 IV が × の場合、チェックボックスにチェック(✓)が入っていません。

3 介護職員処遇改善加算の要件について

(1) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

① 処遇改善加算による賃金改善の見込額(再掲)	34,500,000 円
② 賃金改善実施期間	令和 5 年 6 月 ~ 令和 6 年 5 月 ( 12 か月 )
賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他( )
イ	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( ) (賃金改善に関する規定内容)※上記の規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。 拠点事業所において入所者処遇を行う介護職員に対し、有資格者・無資格者別に処遇改善手当として、正職員月額42,000円～60,000円、非常勤職員に対しては、勤続年数、要件等、常勤換算換分で支給する。現点ケアハウスに申し込んで、正職員月額37,000円～43,000円、非常勤職員に申し込んで、勤続年数、要件等により毎月の給与で処遇改善手当として支給する。また、賃金改善実施期間内において加算の累計加算額に対し、累計賃金支払い改善額が下回る場合には、追加分を賞与で調整支給する。今後、資格、人事考課評価に基づく昇給の仕組みを整え、令和4年度の処遇改善報告並びに令和5年度の計画を職員に説明し周知を行う予定。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所をunderlineとすると明確にすること。 (上記取組の開始時期)    令和 5 年 4 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )

!この欄が×の場合、「(1)賃金改善を行う賃金項目及び方法」で記入・選択が必要な欄が記入されていません。

(2) キャリアパス要件

・ 次の要件について該当する場合チェック(√)。必要事項を具体的に記載すること。加算Ⅲの事業所のみの場合はキャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかを満たすこと。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合  該当  該当  該当  該当

イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	
ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。	

!この欄が×の場合、「該当」がチェックされていません。

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合  該当  該当  該当  該当

イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。

!この欄が×の場合、「該当」がチェックされていないか、具体的な取組内容が記入・選択されていません。

<input checked="" type="checkbox"/>	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は研修指導等を実施すること に、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について以下に記載すること 運用の中で、課題として人材確保の問題、業務の多様化、自己管理、高齢化により効率的業務改善が必要で、新人職員への指導・教育については、各部署から入社時のオリエンテーションを実施、また介護職員については、リーダー・外国人実習指導員を中心とした介護の実践・業務指導を行っている。また、コロナ禍の中、外部研修が困難なため、介護福祉施設で働く職員としての資質の向上を目指し、リスクマネジメント、介護技術、認知症ケア等、ZOOM研修に積極的に参加し報告書により職場全体の知識と技術の向上、共有化を図り、組織人としての自覚や職務に対する取り組み姿勢及び自律意識などの評価による人事考課制度を通じ人材の育成を図ります。また、(特定)技能実習生が8人 入職しており、受け入れおよび教育体制を整えながら、介護サービスの実の向上を図ります。
<input checked="" type="checkbox"/>	資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること 「働きながら、資格取得を目指す」という求人テーマに基づき、無資格者を積極的に採用、実践の中で資格取得ができるよう、有給付与、資格取得奨励金の支給、有資格者処遇改善手当支給に力を注いできた。現状、正職員介護の資格保有率はほぼ100%実施、上記 資質の向上に繋がる支援を積極的に行っております。また令和5年度より外国人技能実習生の入職に伴い、介護福祉士取得に向け、リーマードでの日本語教育にも力を注ぎながら、特定技能実習生の育成にも積極的な力を注ぎ、将来に向けマンパワーの確保、リーダー育成に力を注いでいきます。

ロ イについて、全ての介護職員に周知している。

!この欄が×の場合、「該当」がチェックされていないか、具体的な取組内容が記入・選択されていません。

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。加算Ⅰの場合は必ず「該当」、加算Ⅱの場合  該当  該当  該当  該当

イ 介護職員について、経験者しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設けている。

!この欄が×の場合、「該当」がチェックされていないか、具体的な仕組みの内容が選択されていません。

<input checked="" type="checkbox"/>	① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経過年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
<input checked="" type="checkbox"/>	② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「業務改善研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みである必要を要する。
<input checked="" type="checkbox"/>	③ 一定の基準に基づき定期に昇給する仕組み ※「実務試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されている必要を要する。

ロ イについて、全ての介護職員に周知している。

キャリアパス要件Ⅳ 次のイとロ両方の基準を満たす。加算Ⅰの場合は必ず「該当」、加算Ⅱの場合  該当  該当  該当  該当

イ 介護職員について、経験者しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設けている。

!この欄が×の場合、「該当」がチェックされていないか、具体的な仕組みの内容が選択されていません。

※キャリアパス要件Ⅴを満たす(加算Ⅰを決定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定期間からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に改善すること。

4 介護職員等特定処遇改善加算の要件について

(1) 特定加算のグループごとの配分要件

- 4 (1) 以下は以下の要件を満足しており、オレシヤセルが「×」となる場合、加算取得の要件を満足していない。
- V 経歴・技能のある介護職員(A)の特定加算による平均賃金改善額が、他の介護職員(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B) (ただし、介護職員間で経歴・技能に明らかでない場合は、(A)を認定できない場合は、この限りではない。⇒4(2)に記入)
- VI 他の介護職員(B)の特定加算による平均賃金改善額が、その他の職種(C)の平均賃金改善額の2倍以下であること(B≦2C) (ただし、(C)の平均賃金が(B)の平均賃金を上回らない場合は、この限りではない。⇒4(1)②(カ)に記入)
- Ⅶ 特定加算による賃金改善の対象とする(C)の職員の改善後の賃金が、年額440万円を上回らないこと
- Ⅷ (A)の職員のうち、認定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること

① 特定加算による賃金改善の見込額(再掲)	9,800,000 円	経歴・技能のある介護職員(A)	12.0 人	他の介護職員(B)	46.2 人	その他の職種(C)	24.9 人
② 特定加算による平均賃金改善額		経歴・技能のある介護職員(A)	12.0 人	他の介護職員(B)	46.2 人	その他の職種(C)	24.9 人
(ア) 特定加算による賃金改善を実施する範囲 ※加算の対象とするグループに必ずチェック(✓)すること	<input checked="" type="checkbox"/>						
(イ) 一月当たりの常勤換算職員数(見込数)			12.0 人		46.2 人		24.9 人
(ウ) 特定加算による賃金改善額のグループごとの配分比率 ※法人で認定する、特定加算による平均賃金改善額の比率			1.0 :		1.0 :		0.5
(エ) 要件を満たす特定加算による平均賃金改善額(月額)	11,655 円				11,540 円		5,770 円
(オ) BとCの平均賃金の見込額(月額) ※B≧2Cを満たさない場合のみ記入	( 1,678,338 円 )				( 6,396,241 円 )		( 1,725,420 円 )
(キ) 特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)のうち、改善後の賃金が最も高額となる者の賃金見込額(年額)							
(ク) 経歴・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数							
(ケ) 本計画書(別添様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業所数(短期入所・予防・総合事業での重複除く)							

(コ)「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由  
 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。  
 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。  
 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化する必要があるため。  
 その他( )

※(ウ)及び(キ)には、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を合計金額を記入し、(ウ)の後半部分(改善後の賃金が440万円以上)も同様の方法でカウントすること。ただし、(ウ)の前半部分(月額8万円以上の改善)については、特定加算による賃金改善額のみで判断すること。

(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 5 年 6 月 ~ 令和 6 年 5 月 ( 12 か月 )
経歴・技能のある介護職員(A)の考え方	<input checked="" type="radio"/> (1) 月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ( )

(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程)  
 就業規則の見直し  賃金規程の見直し  その他 ( )  
 賃金改善に関する規定内容 ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合、その旨を記載。  
 就業規則の見直し  賃金規程の見直し  その他 ( )

具体的な取組内容  
 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下記とすると明記すること。  
 (上記取組の開始時期) 令和 5 年 4 月 (  実施済  予定 )

! この欄が×の場合、「賃金改善を実施するグループ」の選択方法が不適切です。

! 要件Vが×の場合、A:Bの配分比率が要件(A>B)を満たしていません。  
 ! 要件VIが×の場合、B:Cの配分比率が要件(B≧2C)を満たしていません。

! 要件Ⅶが×の場合、(C)の職員のうち改善後の賃金が最も高額となる者の賃金が440万円を超えています。

! 要件Ⅷが×の場合、(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が加算を取得した事業所の数を下回っており、「設定できない事業所があった場合その理由」欄にチェック(✓)がありません。

! この欄が×の場合、「(2)賃金改善を行う賃金項目及び方法」で記入・選択が必要な欄が記入されています。

! この欄が×の場合、特定加算を(A)の職員に配分しないのに、その理由が記入されていません。

(3) 見える化要件について

・実施する周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページへの掲載  「介護サービス情報公表システム」への掲載

自社のホームページに掲載

事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示

その他の方法による掲示等  その他 ( )

!この欄が×の場合、実施する周知方法が選択されていません。

5 介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

(1) ベースアップ等加算の配分要件

・5(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。  
 X 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の長さの3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること

①ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(①・②の合計)	6,700,000 円
②ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(内訳)	
介護職員	2,200,000 円
うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)(括弧内は月額)	2,200,000 円 ( 100.00 ) %
その他	( 183,833 円 )
そのうち、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	4,500,000 円
うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)(括弧内は月額)	4,500,000 円 ( 100.00 ) %
その他	( 375,000 円 )

!この欄が×の場合、介護職員について、ベースアップ等2/3以上の要件を満たしていません。

!この欄が×の場合、その他の職種について、ベースアップ等2/3以上の要件を満たしていません。

(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間 令和 5 年 6 月 ~ 令和 6 年 5 月 ( 12 か月 )

賃金改善を行う給与の種類

ベースアップ等(必ず選択)  基本給  決まって毎月支払われる手当(新設)  決まって毎月支払われる手当(既存の増額)

上記以外(必ず選択)  手当(新設)  手当(既存の増額)  賞与  その他 ( )

(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)

賃金規則の見直し  賃金規程の見直し  その他 ( )

(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を取り出すこと。

具体的な取組内容

従来からの介護職員処遇改善手当支給に加え、特号処遇改善加算に関しては配分ルールに基づき、賞与時、法人一括で支給している。ベースアップ加算手当に同じ。支給対象職員としては、介護職員、その他の職員、その他の職員の区分を柔軟に設定する。令和4年12月以降、入所者処遇を行う介護職員に対し、業務開始からベースアップ加算手当として、月額5,000円、その他定職職員は月額12,000円を支給する。正職員以外は出勤・時間等に対し、毎月手当として給与と一緒に支給する。また、賃金改善実施期間において、加算申請金額に対し、累計賃金支払い改善額が下回る場合は、一時金で調整支給し、処遇改善期間に同じ処遇改善加算手当の同様の扱いとする。

※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を正誤とするなど明確にすること。  
 (上記取組の開始時期) 令和 5 年 4 月 (  実施済  予定 )

!この欄が×の場合、「(2)賃金改善を行う賃金項目及び方法」で記入・選択が必要な欄が記入されていません。  
 ※ベースアップ等加算を取得して実施する賃金改善のうち、2/3以上は基本給又は決まって毎月支払われる手当による改善が必要です。

## 6 職場環境等要件について＜処遇改善加算・特定加算＞

【処遇改善加算】  
 ・ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(○)すること、全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。(ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書(2)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)

【特定加算】  
 ・ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(○)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「質向上やキャリアアップに向けた支援」、「面立支援、多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康増進」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい、働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念やコア方針、人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 <input checked="" type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 <input type="checkbox"/> 職業体験の受け入れや地産地消への参加や主催等による職業能力向上の取組の実施
質向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務研修支援や、より専門性の高い介護技術取得しよとするとする者に対する研修吸引、認知症ケア、サードピア提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 <input checked="" type="checkbox"/> 研修の受講やキャリアアップ後進制度と人事考課との連動 <input checked="" type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等)を有する担当者)制度等導入 <input type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 職員の専任等の状況に応じた勤務シフトや短時間正社員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇の取得しやすい環境の整備 <input type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 <input checked="" type="checkbox"/> 介護職員の身体への負担軽減のための介護技術の習得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 長時間勤務労働者等の管理態勢に対する研修等の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事故・トラブアルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<input checked="" type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者の居残(居残やフロア等の削減、食事の配膳・下膳などのほか、整理や労務、広範などをまとめた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化 <input checked="" type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清潔・標準・星の面文字をとったもの)等の実施による職場環境の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> ミニミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
やりがい、働きがいの醸成	<input checked="" type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の居残、生徒や住民との交流の実施 <input type="checkbox"/> 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 <input type="checkbox"/> ケアの時事研修や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

！この欄が×の場合、以下の問題があります。  
 ・処遇改善加算のみ取得する場合→全体で1つ以上の取組が選択されていません。  
 ・特定加算も取得する場合→6区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組が選択されていません。

## 7 要件を満たすことの確認・証明・共通＞

・ 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(○)すること。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための資金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの質向上の目標及び具体的な計画を定めました。 (※処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がある場合のみ)	質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係設立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※各証明資料は、指定業者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※本表への重複記載の他、処遇改善加算、特定加算及びキャリアパス要件の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合があります。

！この欄が×の場合、以下の問題があります。  
 ・処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がある場合→チェックが入っていない項目があります。  
 ・処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がない場合→「キャリアパス要件Ⅱの質向上の目標及び具体的な計画」以外でチェックが入っていない項目があります。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 5 年 4 月 10 日 法人名 社会福祉法人 神戸自励会 代表者 兼 理事長 氏名 小澤 正人

(確認用) 提出前のチェックリスト

・以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。  
※空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について共通>	<input type="radio"/>
処遇改善加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	<input type="radio"/>
(2) 特定加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	<input type="radio"/>
ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	<input type="radio"/>
(3) 処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること	<input type="radio"/>
3 処遇改善加算の要件について	<input type="radio"/>
(1) 賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	<input type="radio"/>
処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅰを満たしていること	<input type="radio"/>
処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅱを満たしていること	<input type="radio"/>
(2) 具体的な取組内容が記入・選択されていること	<input type="radio"/>
処遇改善加算Ⅰを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅲを満たしていること	<input type="radio"/>
具体的な仕組みの内容が選択されていること	<input type="radio"/>
4 特定加算の要件について	<input type="radio"/>
法人で設定したA、Bの配分比率が要件(A>B)を満たしていること	<input type="radio"/>
法人で設定したB、Cの配分比率が要件(B≧C)を満たしていること	<input type="radio"/>
「賃金改善を実施するグループ」の選択方法が適切であること	<input type="radio"/>
(1) 特定加算による賃金改善の対象とするCの職員の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと	<input type="radio"/>
Aの職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善所要額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること(短期入所・予防・総合事業での重畳を除く)	<input type="radio"/>
(2) 「賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	<input type="radio"/>
「賃金改善を実施するグループ」でAを選択していない場合に、その理由を記載していること	<input type="radio"/>
(3) 見える化要件について、実施する周知方法が選択されていること	<input type="radio"/>
5 ベースアップ等加算の要件について	<input type="radio"/>
介護職員について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上)に充てられる計画になっていること	<input type="radio"/>
(1) その他の職種について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	<input type="radio"/>
(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	<input type="radio"/>
6 職場環境等要件について<処遇改善加算・特定加算>	<input type="radio"/>
処遇改善加算のみ取得する場合に、全体で1つ以上の取組が選択されていること	<input type="radio"/>
特定加算も取得する場合に、6区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組が選択されていること	<input type="radio"/>
7 要件を満たすことの確認・証明<共通>	<input type="radio"/>
必要な項目が全て選択されていること	<input type="radio"/>